

3. 介護・福祉

(1) 家庭を訪問して行うサービス（訪問介護、訪問看護など）

事業	内容	対象者
訪問介護	日常生活を営むのに支障のある方の家庭に訪問介護員（ホームヘルパー）を派遣し身体介護や生活の援助をします。このサービスを受けるには、介護保険における要介護認定を受け、ケアプランを作成する必要があります。 《問い合わせ先》最寄りの地域包括支援センター（P46～参照） 居宅介護支援事業所又は訪問介護事業所	介護保険における要介護認定の結果、要介護に該当した方
（介護予防）訪問入浴介護	巡回入浴車等で家庭を訪問し、浴槽を提供して入浴の援助を行います。このサービスを受けるには、介護保険における要介護認定を受け、ケア（介護予防）プランを作成する必要があります。 《問い合わせ先》最寄りの地域包括支援センター（P46～参照） 居宅介護支援事業所または（介護予防）訪問入浴介護事業所	介護保険における要介護認定の結果、要介護または要支援に該当した方
（介護予防）訪問リハビリテーション	病状が安定したあと、医師の指示に基づいて、リハビリの専門家が家庭を訪問し、指導します。このサービスを受けるには、介護保険における要介護認定を受け、ケア（介護予防）プランを作成する必要があります。 《問い合わせ先》最寄りの地域包括支援センター（P46～参照） 居宅介護支援事業所または治療を受けている医療機関	介護保険における要介護認定の結果、要介護または要支援に該当した方
介護予防・生活支援サービス事業（訪問型サービス）	掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供します。このサービスを受けるには、市町村において事業の対象者の判定を受ける必要があります。 《問い合わせ先》最寄りの地域包括支援センター（P46～参照） 市町村の高齢者福祉担当課（P115～参照）	要支援に該当した方及び要支援に相当する状態の方等
看護師等の訪問	〈介護保険での（介護予防）訪問看護〉 病状が安定した後、医師の指示に基づいて、看護師や保健師を派遣し療養のお世話や診療の補助を行います。このサービスを受けるには、介護保険における要介護認定を受け、ケア（介護予防）プランを作成する必要があります。 《問い合わせ先》最寄りの地域包括支援センター（P46～参照） 居宅介護支援事業所または（介護予防）訪問看護事業所	介護保険における要介護認定の結果、要介護または要支援に該当した方
	〈医療保険での訪問看護〉 居宅等で療養を行っている通院が困難な方に対して、医師の指示に基づいて、看護師や保健師等を派遣し療養のお世話や診療の補助を行います。	要介護または要支援に該当しない方、または末期の悪性腫瘍等の方で、医師が訪問看護が必要と判断した方等
	《問い合わせ先》治療を受けている医師	

事業	内 容	対 象 者
医師、歯科医師等の訪問	〈介護保険での（介護予防）居宅療養管理指導〉 通院が困難な方で、療養上指導を受ける必要がある方に対し、医師や歯科医師、薬剤師、管理栄養士等が家庭を訪問し、指導します。このサービスを受けるには、介護保険における要介護認定を受ける必要があります。	介護保険における要介護認定の結果、要介護または要支援に該当した方
	《問い合わせ先》 治療を受けている医師、歯科医師、居宅介護支援事業所、最寄りの地域包括支援センター（P46～参照）	
	〈医療保険での訪問診療・訪問指導〉 居宅等で療養を行っている通院が困難な方で、療養上の管理や指導が必要な方に、医師や歯科医師が訪問診療を行います。また、医師や歯科医師の指示により薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士が訪問して指導を行います。	居宅等で療養を行っている通院困難な方 ただし、薬剤師等の訪問指導を受ける場合は、要介護または要支援に該当しない方
	《問い合わせ先》 治療を受けている医師または歯科医師等	

（２）施設等への短期入所サービス（ショートステイ）

事業	内 容	対 象 者
福祉施設のショートステイ （短期入所生活介護）	〈介護保険での（介護予防）短期入所生活介護〉 特別養護老人ホームや短期入所施設に短期間入所し、日常生活の介護や機能訓練を受けます。このサービスを受けるには、介護保険における要介護認定を受け、ケア（介護予防）プランを作成する必要があります。	介護保険における要介護認定の結果、要介護または要支援に該当した方
	《問い合わせ先》 最寄りの地域包括支援センター（P46～参照） 居宅介護支援事業所または（介護予防）短期入所生活介護事業所	
介護老人保健施設などのショートケア （短期入所療養介護）	〈介護保険での（介護予防）短期入所療養介護〉 介護老人保健施設や介護医療院、診療所などに短期間入所し、医学的管理のもとに日常生活の世話や看護、機能訓練を受けます。このサービスを受けるには、介護保険における要介護認定を受け、ケア（介護予防）プランを作成する必要があります。	介護保険における要介護認定の結果、要介護または要支援に該当した方
	《問い合わせ先》 最寄りの地域包括支援センター（P46～参照） 居宅介護支援事業所、（介護予防）短期入所療養介護のみなし指定を受けた介護老人保健施設、介護医療院、病院・診療所	

(3) 日帰りで通うサービス（デイサービス）

事業	内 容	対 象 者
福祉施設などの デイサービス	〈介護保険での通所介護〉 定員 19 名以上のデイサービスセンター等に通所し、日常生活訓練、健康チェック、食事や入浴などのサービスを利用します。このサービスを受けるには、介護保険における要介護認定を受け、ケアプランを作成する必要があります。	介護保険における要介護認定の結果、要介護に該当した方
	《問い合わせ先》最寄りの地域包括支援センター（P46～参照） 居宅介護支援事業所または通所介護事業所	
	〈介護予防・生活支援サービス事業（通所型サービス）〉 機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供します。このサービスを受けるには、市町村において事業の対象者の判定を受ける必要があります。	要支援に該当した方及び要支援に相当する状態の方等
	《問い合わせ先》最寄りの地域包括支援センター（P46～参照） 市町村の高齢者福祉担当課（P115～参照）	
介護老人保健施設などの デイケア	〈介護保険での（介護予防）通所リハビリテーション（デイケア）〉 介護老人保健施設や介護医療院、病院、診療所などに通い、食事や入浴、機能訓練などのサービスを利用します。このサービスを受けるには、介護保険における要介護認定を受け、ケア（介護予防）プランを作成する必要があります。	介護保険における要介護認定の結果、要介護または要支援に該当した方
	《問い合わせ先》最寄りの地域包括支援センター（P46～参照） 居宅介護支援事業所、（介護予防）通所リハビリテーションのみなし指定を受けた介護老人保健施設、介護医療院、病院・診療所	

(4) その他の福祉サービス

事業	内 容	対 象 者
住宅改修費の 支給	〈介護保険の住宅改修費の支給〉 在宅生活に必要と認められる手すりの取付けや段差解消などの住宅改修（限度額 20 万円）について給付されます。原則として、個人負担が 1～3 割あります。 この支給を受けようとする場合は、介護支援専門員（ケアマネジャー）等の理由書が必要ですので、事前に最寄りの市町村または居宅介護支援事業所に相談してください。	介護保険における要介護認定の結果、要介護または要支援に該当した方
	《問い合わせ先》市区町村の介護保険担当課（P115～参照） 及び居宅介護支援事業所	

事業	内 容	対 象 者
福祉用具の貸与	〈介護保険の（介護予防）福祉用具貸与〉 介護保険制度では、必要に応じ福祉用具の貸与を受けることができます。 貸与を受けようとする場合は、介護保険における要介護認定を受け、ケア（介護予防）プランを作成する必要があります。 ※要支援 1、要支援 2 及び要介護 1 の方については、原則として、特殊寝台及び付属品、車いす及び付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト、自動排泄処理装置は保険給付の対象となりません。 自動排泄処理装置は、上記の方に加え、要介護 2 及び 3 の方についても、原則として保険給付の対象となりません。ただし、自動排泄処理装置のうち尿のみを自動的に吸引するものは、全ての要介護・要支援の方が対象となります。 なお、一部の福祉用具については、「貸与」と「販売」のいずれかを選択することができます。 【選択制を対象とする福祉用具の種目・種類】 ○固定用スロープ ○歩行器（歩行車を除く） ○単点杖（松葉づえを除く） ○多点杖	介護保険における要介護認定の結果、要介護又は要支援に該当した方
	《問い合わせ先》最寄りの地域包括支援センター（P46～参照） 居宅介護支援事業所または（介護予防）福祉用具貸与事業所	
	〈福祉用具貸与品目〉	
	品 名	説 明
	車椅子及び付属品	介助用標準型車椅子、普通型電動車椅子など
	特殊寝台及び付属品	ギャッジベッド、マットレスなど
	床ずれ防止用具	空気マット、水圧全身マットなど
	体位変換器	空気パッド等により体位を容易に変換できるもの
	手すり、スロープ	取り付けに際し、工事を伴わないもの
	歩行器、歩行補助つえ	松葉杖、カナディアン・クラッチなど
	認知症老人徘徊感知機器	外出しようとした時にセンサーにより感知し、通報するもの
	移動用リフト	ベッドから車椅子への移動などに使用する機器
	自動排泄処理装置	尿または便が自動的に吸引されるもの
福祉用具の展示、紹介	介護のための福祉用具（ベッド、車椅子、便器など）を常時展示し、紹介や相談を受けています。 ○最寄りの在宅介護支援センター（P53 参照） ○なごや福祉用具プラザ 名古屋市昭和区御器所通 3-12-1 御器所ステーションビル 3 階 電話：052-851-0051	どなたでも

事業	内 容		対 象 者
福祉用具購入費の支給	〈介護保険の福祉用具購入費の支給〉 介護保険制度では、福祉用具の購入に該当する品目については、その購入費用（同一年度で上限 10 万円）の原則として7割、8割または9割に相当する額を支給します。		介護保険における要介護認定の結果、要介護または要支援に該当した方
	《問い合わせ先》市町村の介護保険担当課（P115～参照）		
	〈福祉用具購入費の支給対象品目〉		
	品 名	説 明	
	腰掛便座	和式を腰掛式に変換するもの、ポータブルトイレなど	
	自動排泄処理装置の交換可能部品	レシーバー、チューブ、タンクなどのうち尿や便の経路となるもの	
	排泄予測支援機器	膀胱内の状態を感知し、尿量を推定するものであって、排尿の機会を居宅要介護者等又はその介護を行う者に通知するもの	
	入浴補助用具	浴槽への出入り等入浴に際し補助するもの	
	簡易浴槽	取水又は排水のために工事を伴わないもの	
	移動用リフトの付属品	移動用リフトのつり具の部分	
日常生活用具の給付等	ひとり暮らしの高齢者や寝たきりの高齢者等の生活の利便を図るため、日常生活用具の給付または貸与などを行っています。 なお、前年の所得税額に応じた負担額があります。 〈対象品目〉		概ね65歳以上の方など
	品 名	説 明	
	火災警報器	火災を感知しブザー等で報知するもの	
	自動消火器	火災を感知し消火液を噴出するもの	
	電話及び緊急通報装置	簡単な操作で緊急通報できるもの	
	電磁調理器	電磁による安全な調理器	
	《問い合わせ先》市町村の高齢者福祉担当課（P115～参照） ※この事業は、実施していない市町村もあります。		
	訪問理美容サービス事業	在宅の高齢者で心身の障害などにより理髪店、美容院に出向くことが困難な方に対して、居宅に理美容師を派遣します。	
《問い合わせ先》市町村の高齢者福祉担当課（P115～参照） ※この事業は、実施していない市町村もあります			
寝具類等洗濯乾燥消毒サービス	概ね 65 歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯で寝具類などの衛生管理が困難な方に対して、寝具の洗濯及び乾燥消毒などを行います。		概ね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯など
	《問い合わせ先》市町村の高齢者福祉担当課（P115～参照） ※この事業は、実施していない市町村もあります。		

事業	内 容	対 象 者
認知症高齢者見 守り事業	認知症高齢者の方が行方不明となった場合に、捜索情報の配信サービスを行います。	認知症高齢者を 介護する家族
	《問い合わせ先》市町村の高齢者福祉担当課（P115～参照） ※この事業は、実施していない市町村もあります。	
外出支援サービ ス事業	概ね65歳以上の方で心身の状況などにより一般の公共交通機関を利用することが困難な方に対して、居宅と医療機関、福祉施設、公共施設等への送迎をリフト付車両などで行います。	一般の公共交通 機関の利用が困 難な高齢者など
	《問い合わせ先》市町村の高齢者福祉担当課（P115～参照） ※この事業は、実施していない市町村もあります。	
福祉有償運送	要介護者や障害者など一人で公共交通機関を利用することが困難な方を対象に、国土交通省の登録を受けたNPO法人や社会福祉法人等が自家用自動車を使用して行う有償の移送サービスです。	要介護者、障害 者等の移動困難 者（福祉有償運 送の登録団体へ の会員登録が必 要）
	《問い合わせ先》 ○会員登録、利用については、福祉有償運送の登録団体 ○お住まいの地域の福祉有償運送の登録団体については、市町村の福祉有償運送担当課（P115～参照）へお問合せください。 ※福祉有償運送の登録団体がない市町村もあります。	
福祉タクシー （介護タクシー）	タクシー事業者が、リフト等を装備した自動車等を使用して行う運送サービスです。利用料金は利用者負担ですが、市町村によっては助成を行っているところもあります。	福祉タクシーの 利用を希望する 方
	《問い合わせ先》 ○福祉タクシーを運行する事業者 ※複数の福祉タクシー事業者による配車コールセンターもあります。 ○利用料金の助成については、市町村の高齢者福祉担当課（P115～参照）へお問合せください。	

※この他に、お住まいの市町村において独自の福祉サービスを実施している場合がありますので、お住まいの市町村役場の高齢者福祉担当課にお尋ねください。（P115～参照）

(5) 施設への入所

事業	内 容	対 象 者
介護保険制度での施設入所 (施設サービス)	○特別養護老人ホーム（P54～参照） （介護老人福祉施設） 常に介護が必要で、自宅での生活が困難な方が入所し、日常生活上必要な介護、機能訓練などのサービスが受けられます。 この施設に入所するには、要介護認定で要介護の認定を受ける必要があります。 〈利用者負担額〉 要介護度などにより異なります。	介護保険における要介護認定の結果、要介護に該当した方（平成27年4月1日以降の施設への入所者は原則要介護3以上の方）
	《問い合わせ先》居宅介護支援事業所または直接施設へ	
	○老人保健施設（P66～参照） （介護老人保健施設） 病状が安定している方が、看護や介護、リハビリを中心としたサービスを受けられます。 この施設に入所するには、要介護認定で要介護の認定を受ける必要があります。 〈利用者負担額〉 要介護度などにより異なります。	介護保険における要介護認定の結果、要介護に該当した方
	《問い合わせ先》居宅介護支援事業所または直接施設へ	
	○介護医療院（P72 参照） 長期にわたり療養が必要な方が、療養上の管理、看護、介護、リハビリを中心としたサービスを受けられます。 この施設に入所するには、要介護認定で要介護の認定を受ける必要があります。 〈利用者負担額〉 要介護度などにより異なります。	介護保険における要介護認定の結果、要介護に該当した方
	《問い合わせ先》居宅介護支援事業所または直接施設へ	
	○有料老人ホーム（P79～参照） （介護付（指定特定施設）） 民間で建設された老人ホームで食事の提供などの各種サービスを行います。施設によりサービス内容や利用料金が大きく異なりますので、詳しくは施設に確認してください。	原則60歳以上の方 ※施設により異なりますので直接施設にお尋ねください。
	《問い合わせ先》直接施設へ	

事 業	内 容	対 象 者
介護保険以外の入所型施設等	○養護老人ホーム（P73 参照） 原則 65 歳以上の方で、環境上及び経済的理由により居宅での生活が困難な方が入所する施設で、食事の提供などの日常生活上のサービスが受けられます。 〈利用者負担額〉 本人の収入や扶養義務者の課税状況によって異なります。	原則65歳以上の方で環境上及び経済的理由により居宅での生活が困難な方
	《問い合わせ先》市町村の高齢者福祉担当課（P115～参照）	
	○軽費老人ホーム（ケアハウス）（P74～参照） 高齢者の方が自立した生活を送れるように配慮され、食事等のサービスを提供し、介護が必要となった場合は、ホームヘルパー等の介護を受けながら引き続き入居することが可能な施設です。また、介護保険の特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設では、介護などのサービスも提供します。 ※利用料金には、入居一時金（分割納付が可能な場合もあります。）、食事代等がありますが、本人の収入及び施設により異なりますので、施設に直接お尋ねください。 ※介護保険のサービス（特定施設入居者生活介護）を取り入れている施設もあります。	原則60歳以上であって、家庭環境、住宅事情などの理由により居宅において生活することが困難な方
	《問い合わせ先》直接施設へ	
	○生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）（P110 参照） 高齢者の方の居住部門とデイサービス部門等を備えている施設です。原則として自炊していただきますが、自炊が困難な場合等は併設のデイサービス等から各種サービスを受けることができます。また、緊急時には、施設職員が対応します。 〈利用料金〉 収入により 0 円から月 5 万円（別に光熱水費実費負担）	原則60歳以上であって、家庭環境、住宅事情などの理由により居宅において生活することが困難な方
	《問い合わせ先》市町村の高齢者福祉担当課（P115～参照）または直接施設へ	
	○有料老人ホーム（住宅型、健康型）（P79～参照） 民間で建設された老人ホームで食事の提供などの各種サービスを行います。施設によりサービス内容や利用料金が大きく異なりますので、詳しくは施設に確認してください。	原則60歳以上の方 ※施設により異なりますので直接施設にお尋ねください。
	《問い合わせ先》直接施設へ	
	○シルバーハウジング（高齢者世話付住宅）（P77～参照） 高齢者の生活特性に配慮した構造・設備を持つ県営住宅で、市町村が派遣する生活援助員による福祉サービスを受けることができます。 〈利用料金〉家賃、生活援助員派遣に伴う費用等	日常生活上自立可能な65歳以上のひとり暮らし、65歳以上（配偶者等が60歳以上）の夫婦世帯又は親族からなる二人世帯
	《問い合わせ先》県営住宅について（愛知県住宅供給公社（052-954-1361）） 市営住宅について（それぞれの市の建築担当課へ（P115～参照））	

(6) 地域密着型サービス

原則として、サービスを提供する事業所が所在する市町村の住民が利用できます。

事業	内 容	対 象 者
夜間対応型訪問介護	夜間に定期的な巡回訪問や通報により、利用者の自宅で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話をを行います。このサービスを受けるには、介護保険における要介護認定を受け、ケアプランを作成する必要があります。	介護保険における要介護認定の結果、要介護に該当した方
	《問い合わせ先》直接施設へ 所在については市町村の介護保険担当課（P115～参照）	
地域密着型通所介護	定員 18 名以下のデイサービスセンター等に通所し、日常生活訓練、健康チェック、食事や入浴などのサービスを利用します。このサービスを受けるには、介護保険における要介護認定を受け、ケアプランを作成する必要があります。	介護保険における要介護認定の結果、要介護に該当した方
	《問い合わせ先》直接施設へ 所在については市町村の介護保険担当課（P115～参照）	
(介護予防) 認知症対応型通所介護	認知症の利用者に、デイサービスセンター等に通ってもらい、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練等を行います。このサービスを受けるには、介護保険における要介護認定を受け、ケア（介護予防）プランを作成する必要があります。	介護保険における要介護認定の結果、要介護または要支援に該当した方
	《問い合わせ先》直接施設へ 所在については市町村の介護保険担当課（P115～参照）	
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	利用者の状況や環境に応じて、居宅において、あるいは居宅からサービスの拠点に通ったり、短期間宿泊してもらったりして、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練等を行います。このサービスを受けるには、介護保険における要介護認定を受ける必要があります。	介護保険における要介護認定の結果、要介護または要支援に該当した方
	《問い合わせ先》直接施設へ 所在については市町村の介護保険担当課（P115～参照）	

事 業	内 容	対 象 者
(介護予防)認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	認知症の高齢者が、5～9 人の家庭的な雰囲気の中で共同生活を送りながら、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練等を受けることができます。このサービスを受けるには、介護保険における要介護認定を受ける必要があります。	介護保険における要介護認定の結果、要介護又は、要支援 2 に該当した方
	《問い合わせ先》直接施設へ 所在については市町村の介護保険担当課 (P115～参照)	
地域密着型特定施設入居者生活介護	定員 29 人以下の有料老人ホームその他の施設に入居している利用者が、当該施設の提供するサービス、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を受けます。このサービスを受けるには、介護保険における要介護認定を受ける必要があります。	有料老人ホームその他の施設の入所者
	《問い合わせ先》直接施設へ 所在については市町村の介護保険担当課 (P115～参照)	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	定員 29 人以下の特別養護老人ホームの入所者が、地域密着型施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を受けます。このサービスを受けるには、介護保険における要介護認定を受ける必要があります。	特別養護老人ホームの入所者
	《問い合わせ先》直接施設へ 所在については市町村の介護保険担当課 (P115～参照)	
定期巡回随時対応型訪問介護看護	介護サービスと看護サービスが連携を図って、1 日複数回の「短時間の定期訪問」と「随時対応」を提供します。24 時間の対応が可能です。このサービスを受けるには、介護保険における要介護認定を受ける必要があります。	介護保険における要介護認定の結果、要介護に該当した方
	《問い合わせ先》直接施設へ 所在については市町村の介護保険担当課 (P115～参照)	
複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	訪問看護及び小規模多機能型居宅介護を一体的に提供することにより、居宅において、あるいは居宅からサービスの拠点に通ったり、短期間宿泊してもらったりして、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を行います。このサービスを受けるには介護保険における要介護認定を受ける必要があります。	介護保険における要介護認定の結果、要介護に該当した方
	《問い合わせ先》直接施設へ 所在については市町村の介護保険担当課 (P115～参照)	

(7) 介護教室・研修など

事業	内 容		対 象 者		
介護員養成研修	要介護、要支援高齢者等に対し、身体介護、生活援助を行う介護の専門職を養成します。 業務に関する技術、知識を持った介護員を養成するため、厚生労働省令により介護員養成研修の課程その他の事項が定められています。現在、県内各地で民間養成機関等により養成研修が行われています。平成 25 年 4 月より、従来の養成研修の体系が見直され、訪問介護員養成研修 2 級課程は初任者研修に移行されました。また、訪問介護事業所における更なる人材確保の必要を踏まえ、生活援助中心型のサービスに必要な知識等に対応した研修として平成 30 年 4 月より、新たに生活援助従事者研修が創設されました。 〈費用〉研修を実施する事業者により異なります。		受講希望者		
	《問い合わせ先》養成研修事業者（P111～参照）				
	〈厚生労働省告示で定められた研修時間数〉				
	課程	養成研修の目的		対 象 者	研修時間
	初任者研修	介護に携わるものが、業務を遂行する上で最低限の知識、技術とそれを実践する際の考え方のプロセスを身につけ、基本的な介護業務を行うことができるようにする。		訪問介護事業に従事しようとする者、もしくは在宅・施設問わず介護の業務に従事しようとする者。	130 時間
生活援助従事者研修	生活援助中心型のサービスに従事する者の裾野を広げるとともに、担い手の質を確保できるようにするため、生活援助中心型のサービスに従事する者に必要な知識等を習得する。	生活援助型のサービスに従事しようとする者。	59 時間		
認知症カフェ	〈地域支援事業／包括的支援事業〉 認知症の人を支える取り組みやつながりを支援し、認知症の人の家族の介護負担を軽減するため、認知症の人とその家族や地域住民、専門職がカフェの形で集います。		認知症の人とその家族、一般住民など		
	《問い合わせ先》市町村の高齢者福祉担当課（P115～参照） ※これらの事業を実施していない市町村もあります。				
家族介護支援事業	〈地域支援事業／任意事業〉 ○家族介護教室 要介護高齢者の状態の維持・改善を図るため、適切な介護知識・技術を習得するとともに、外部サービスの適切な利用方法を習得すること等を内容とした教室を開催します。 ○家族介護継続支援事業 家族介護者に対する健康相談、介護から一時的に解放されるための介護者相互の交流会等の開催等により、家族の身体的、精神的・経済的負担を軽減する事業を実施します。		要介護高齢者を介護する家族		
	《問い合わせ先》市町村の高齢者福祉担当課（P115～参照） ※これらの事業を実施していない市町村もあります。				